労務管理講習会

誤った労災保険請求手続きを行わないために

～災害発生後、初期対応を誤らないよう提出する請求書の種類・受理される書類の作成等を具体的にわかりやすく解説～

（一社）池袋労働基準協会
（幹事）（一社）三田労働基準協会

労災保険制度は、労働者の業務上の事由または通勤による災害に対して所定の給付を行うことを目的としています。災害が発生した際、状況に応じて迅速、かつ、内容に応じた請求書による手続きが求められることになりますが、初期の対応を誤るとその後の事務処理が複雑になり、労災保険給付が遅れることもあります。労働基準監督署で労災保険請求手続きを行い、労災保険請求業務を熟知した元労災監察官から、具体的事例も踏まえ、災害発生後、初期対応を誤らないよう提出する請求書の種類・受理される書類の作成等をわかりやすく解説いたします。

１　日　時　　２０２７年1月２７日（水）１３：３０～１６：００　受付１３：００～

２　会　場　　一般社団法人三田労働基準協会　１階研修センター
港区芝４－４－５　三田労働基準協会ビル（裏面案内図参照）



３　講　師　　**筒井　直紀**　氏（社会保険労務士、元主任地方労災補償監察官）

４　内　容　　（１）労働災害発生後すみやかに確認する事項
（２）使用する保険・手続き（労災保険、健康保険）
（３）請求書の種類の判断
（４）監督署に受理してもらい、スムーズに処理してもらうための書類作成の注意点
（５）平均賃金の算定
（６）その他（死傷病報告等）

５　受講料　　協会会員　**5,500円**　　協会会員以外の方　**7,700円**　（資料代・税込）

６　定　員　　**３０名（先着順）**

７　申込方法等

①申込：裏面「申込書」に記入し1月 20日（水）までに池袋労働基準協会まで Fax (03-3988-6366) して下さい。

②受付：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」を申込担当者様に Fax 返信いたします。

③振込：受講料は受講票到着後１月２０日（水）までに以下の銀行口座にお振込み下さい。
（振込手数料はご負担願います）

・銀行名　みずほ銀行　池袋支店　　・口座番号　普通預金　２８４９５８２
・口座名義　一般社団法人池袋労働基準協会　特別会費口
◇振込人名の前に講習会月日をお付けください（例　０１２７　〇〇ショウカイ・・・等）

④受講取消：１月２０日（水）までの取消しは受講料を全額返還いたします。（振込手数料はご負担願います）それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

８　問合先　（一社）池袋労働基準協会　豊島区池袋 1-8-8　池袋労働基準協会ビル２階
電話：03-3988-6344

＊この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

受 付 日		受講番号	

誤った労災保険請求手続きを行わないために

労務管理講習会　Fax 申込書 兼 受講票

２０２７年１月２７日(水) １３：３０～１６：００　（受付１３：００～）

申込 FAX 送付先　（一社）池袋労働基準協会　事務局 あて

Fax：０３-３９８８-６３６６

いずれか、〇をお付け下さい	三田会員 ・品川会員 ・大田会員 ・渋谷会員 ・新宿会員 ・池袋協会 会員以外		
事業場名			
所 在 地	〒		
電　　話		FAX(返信用)	
申込担当者 職・氏名	職　　氏名		
フリガナ 参加者氏名	フリガナ		

注：① 個人情報は本講習会以外の目的に利用することはありません。

② Fax 返信された本票を受講票として当日持参し、受付にご提示下さい。

③ ２名様以上で申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

一般社団法人
三田労働基準協会
１階研修センター
港区芝 4-4-5
TEL　03-3451-0901

最寄駅
地下鉄三田駅
A9 出口徒歩１分
ＪＲ田町駅
三田(西)口徒歩８分

協会 使用欄	

＜会場案内図＞

